

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年10月18日 15時00分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島町北方沖（琵琶湖南東部） 伊崎三等三角点から真方位000° 320m付近 （概位 北緯35° 12.3′ 東経136° 05.4′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、南西進中、乗り揚げた。
事故調査の経過	平成27年11月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、長さ2.73m
船舶番号、船舶所有者等	なし、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	電動船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約6～7m/s 水象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び友人1人が乗船して釣りを行っていたが、風が強くなり、波が高くなってきたので、帰港することにして沖島町堀切新港に向け釣り場を発進した。</p> <p>本船は、約10km/hの対地速力で右舷方から風波を受けながら南西進中、船底が水面下の岩に接触したので、操縦者が船首を沖に向け、陸岸から離れようとしたものの、風浪に押されてできず、その後も南西進していたところ、岩に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約0.15mであった。</p> <p>操縦者は、本事故発生場所付近の航行経験が10回以上あり、本事故発生場所付近では、北風が強くなると、波も急激に高くなることを知っていた。</p> <p>本船の推進機関は、電動船外機1基をバス釣りのために船首に備えていた。</p>
分析	本船は、右舷方から風速約6～7m/sの風及び波高約1.5mの波を受けながら帰航中、風浪により陸岸方向に圧流されたことから、陸岸近くの岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、右舷方から風速約6～7m/sの風及び波高約1.5mの波を受けながら帰航中、風浪により陸岸方向に圧流されたため、陸岸近くの岩に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ ミニボートなどを運航する際は、その操縦性能等を考慮し、風波が増勢する前に帰港すること。 |
|--|---|